

西予市農業委員会 令和8年1月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日（金）午後1時23分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫	○		9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆		○
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也		○	30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一		○				

4. 欠席委員 3名 24番 三瀬 清隆 29番 岩本 哲也 38番 松本 修一

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第3号 非農地現況証明について
- 日程第6 議案第1号 納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第11 議案第6号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>ご起立ください。礼。ご着席ください。</p> <p>定刻には少々早いですが、出席予定の委員全員お揃いですので、ただいまから令和8年1月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。本日は大変寒い中、定例総会に出席をいただきましてありがとうございます。いよいよ今年が始まりました。今年もご協力のほど、よろしく願いをいたします。雪もチラチラ降りよります。遠方の委員さん帰れなかつたらいけませんので、スムーズに議事を進行したいと思っております。ご協力をお願いいたします。本日は、報告事項が3件、議案が6件となっております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
亀岡局長	<p>議事に移ります前に、議案書の訂正がございます。4ページの農地法第3条の規定による許可申請について、1番の耕作面積が1,053㎡となっておりますが、正しくは333,247㎡です。そのとなり、通作距離又は時間が15分となっておりますが、正しくは5分です。同じく、農地法第3条の7番について、耕作面積が333,247㎡となっているところ、正しくは256,872㎡です。さらに、10ページの利用権設定において42番、43番の面積と筆数が合算になっておりました。正しくは、42番が2,276㎡で1筆、43番が3,055㎡で1筆です。併せて、下の計の部分、面積が17,692㎡で筆数が8筆、合計の部分の面積が130,031㎡で筆数が98筆です。今後、チェック体制を強化してまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>それでは、ただいまから1月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中16名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、24番 三瀬委員、29番 岩本委員、38番 松本委員から欠席の旨、通告がありましたので報告します。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、12番 河野委員、28番 藤本委員のお二人にお願いします。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第1号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第1号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議</p>

	<p>案書の2ページをご覧ください。</p> <p>今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が7件、使用貸借権の解約が1件となっています。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第4、報告第2号「農違法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第2号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条の規定による許可申請の取下げは1件で、宅地、建物と併せて農地を購入する予定であったが、その購入にあたり、融資の承認が下りなかったため、購入を取りやめることになり、申請を取り下げるものです。以上で「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第5、報告第3号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第3号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番から6番につきまして、申請人、松山市、●●●●外5名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、7番 大塚委員、10番 兵頭委員、11番 高橋委員、15番 水口委員、16番 岡山委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第6、議案第1号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>議案第1号、「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」説明いたします。議案書4ページをご覧ください。</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、贈与税の納税猶予の適用を受けている者が、その特例を継続適用する場合、3年毎に税務署へその耕作状況の詳細を届出しなければなりません。その際、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。この証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、農地の納税猶予を引き続き認めるかどうかにつきましては税務署の判断となります。</p> <p>今回の申請は、後継者移譲により一括贈与した農地の贈与税の納税猶予が2件でございます。別添意見書1ページと2ページに農地位置図を載せておりますので、ご覧ください。</p> <p>整理番号1番は、明浜町俵津の申請人です。対象農地は同町内にある畑34筆、10,426㎡になります。一部農地が荒廃しており、申請人が税務署と協議を行う必要がありますが、それ以外の農地は耕作管理されています。</p> <p>整理番号2番は、城川町土居の申請人です。対象農地は同地区内にある田18筆、畑10筆で合計14,517㎡になります。こちらも一部農地が非耕作状態であり、申請人が税務署と協議を行う必要がありますが、それ以外の農地は申請人により耕作管理されています。</p>

	<p>以上2件、議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただ今の説明に関連して、農業委員から報告をお願いします。 整理番号1番をお願いします。</p>
1番中村委員	<p>整理番号1番の案件につきまして、1番 中村が報告します。1月21日に、事務局と藤本推進委員と3人で現地確認を行いました。父親から一括贈与を受けた34筆のうち、山林に隣接した数箇所の畑が、陽当たりが悪いことから荒廃している状況にありました。しかしながら、経営主として、ほとんどの樹園地で南柑20号、ポンカンなどの品種を92歳の父親と2人で栽培しております。よって、申請人は引き続き農業経営を行っていることを証明いたします。</p>
中村会長	<p>2番をお願いします。</p>
19番泉原委員	<p>整理番号2番の案件につきまして、19番 泉原が報告します。申請人は、僧侶をしながら農業を営む兼業農家です。父親から一括贈与を受けた農地28筆について1月19日、事務局、梅川推進委員と3人で現地調査を行いました。その結果、山際の一部で、条件が悪く耕作されていない農地が見受けられたものの、その他の農地は水田、野菜畑として耕作をされておりました。よって、申請人は、引き続き農業経営を行っていることを認めます。</p>
中村会長	<p>ただいま、農業委員から報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第6、議案第1号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」整理番号1番と2番の2件については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第6、議案第1号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」整理番号1番から2番までの2件については、原案のとおり証明書を交付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第7、議案第2号の整理番号1番から6番については、14番 重原委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、重原委員退席後、整理番号</p>

	<p>1番から6番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 14番 重原委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から6番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番から6番の申請は、貸人●●●●外5名から、借人●●●●へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の3ページから8ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番から6番をお願いします。</p>
12番河野委員	<p>三瀬推進委員が欠席のため、12番 河野が代読します。整理番号1番から6番までの6案件は全て賃借権の設定であり、受人の親族から受人への経営継承に伴う申請で申請内容が同じであるので、一括して24番 三瀬が報告します。受人は、渡人との賃借権の更新手続きのかからない3条での申請となりました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、また機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題なく許可要件をすべて満たしております。以上、1番から6番までの6案件を1月16日に申請人案内のもと、12番 河野委員と三瀬とで、農地として耕作されていることを確認しました。以上です。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、河野農業委員が代読しました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から6番までを原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番</p>

	<p>号1番から6番までを原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 14番 重原委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、日程第7、議案第2号の整理番号7番については、36番 宇都宮委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、宇都宮委員退席後、整理番号7番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 36番 宇都宮委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号7番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>整理番号7番の申請は、渡人●●●●から、受人●●●●へ売買による所有権移転を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の9ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号7番をお願いします。</p>
7番大塚委員	<p>整理番号7番の案件につきまして、7番 大塚が報告します。1月17日に橋本委員と譲受人と3人で現地を確認しました。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号7番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号7を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 36 番 宇都宮委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、日程第7、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番から7番までを除く5件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番から7番を除く今月の農地法第3条の規定による許可申請は5件でございます。権利別では、所有権移転の売買が4件、贈与が1件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の10ページから14ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号8番をお願いします。</p>
21 番和氣委員	<p>整理番号8番の案件を21 番 和氣が報告します。1月18日に河野農業委員と現地確認しました。渡人は、今まで季節野菜を栽培してきましたが、耕作をやめるため、妹である受人に贈与するというもので、今回の申請となっております。取得後においては、家庭菜園として季節野菜を栽培するというので、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われます。また、現地は、農地として耕作されており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。</p>
中村会長	<p>9番をお願いします。</p>
37 番井上委員	<p>整理番号9番の案件につきまして、27 番 井上が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。1月20日に和氣農業委員と現地確認し、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思ひます。</p>
中村会長	<p>10番をお願いします。</p>
22 番瀧野委員	<p>整理番号10番の案件につきまして、22 番 瀧野が報告します。1月14日、受人と岡山農業委員と3人で現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思ひます。</p>
中村会長	<p>11番、12番をお願いします。</p>

33 番久重委員	<p>整理番号 11 番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。2月 14 日に譲受人、菊地農業委員と 3 人で現地の確認を行いました。譲受人は初めての農地取得で、自宅前の耕作地を家庭菜園として利用したいという事であります。耕作地は、すでに草が生えないよう黒マルチで被覆されており、許可要件は満たしております。なお、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
33 番久重委員	<p>整理番号 12 番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。譲受人は経営規模を拡大するために取得し、許可があり次第代金を支払い、農地の引き渡しを行いたいということであります。取得後においては全ての農地を利用することで問題がなく、許可要件をすべて満たしております。また、申請地はすでに農地として耕作されており、意欲的に営農に取り組んでいて周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。確認につきましては、2月 14 日に譲受人、菊地農業委員と 3 人で立ち会っています。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第 7、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 7 番を除く 5 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第 7、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 7 番を除く 5 件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第 8、議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。 今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による申請は 1 件です。整理番号 1 番は、転用場所は三瓶町有網代の畑、99 m²の 1 筆で、転用目的は居宅の増築です。農地区分は、都市計画法の用途地域内の農地のため、第 3 種農地と判断し、原則転用許可に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書 15 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>

中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
18番堀内委員	1番を18番堀内が報告します。1月20日に西井推進委員、申請者と現地確認を行いました。相続した土地に増築した建物があり、この土地が登記上畑でした。周辺の農地や営農に支障はないものと思われ、始末書も提出されていることを確認しております。
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第8、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	次に、日程第9、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	<p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条第1項の規定による申請は1件で、所有権移転の売買となります。整理番号1番は、転用場所は宇和町小原の田、面積239㎡の1筆で、転用目的は自己住宅の建築です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため、第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書16ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
12番重原委員	整理番号1番を14番重原が報告します。1月16日に三瀬委員と現地確認を行いました。

	<p>た。申請人は現在借家に住んでおりますが、手狭であることと駐車スペースが不足のため早急に住宅を建築したいと思い、今回の申請となりました。排水・汚水は集落排水に接続し、雨水は水路へ流すように設計されており、周辺の農地や営農に支障はないものと思われます。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第9、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第9、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、45件でございます。議案書の7ページから10ページをご覧ください。 西予市長より令和8年1月9日付けで農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が45件です。利用権設定をする者が41名、受ける者が27名、うち地域計画内の案件が29件でございます。設定面積は合計130,031㎡、筆数が98筆です。 以上の計画内容は、従事日数など各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。</p>

中村会長	<p>お諮りいたします。日程第10、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第55号「農用地利用集積等促進計画（案）について」の45件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第11、議案第6号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第6号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>整理番号114番、申請人、城川町古市、●●●●、土地の表示、城川町古市、●●●番ほか2筆、合計面積4,390㎡、申し出の理由は、高齢及び病気により耕作ができないとのことです。今回1件、3筆のあっせん申し出となっています。農地移動適正化あっせん基準第11条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から1名以上を指名することとなっていますので、整理番号114番は案としまして「35番 梅川委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号114番は「35番 梅川委員」をあっせん委員として指名いたします。</p>
中村会長	<p>以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>次回の定例総会は、2月24日火曜日の午後1時30分から、当会議室で行います。</p>
亀岡局長	<p>ご起立ください。礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">午後2時08分閉会</p>

議事録署名委員

会 長

12 番 委 員

28 番 委 員